

## 災害対策基本法の改正に伴う「避難情報」の見直しについて

災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日から「避難勧告」と「避難指示」は、『避難指示』に一本化されました。

今後は、大雨などで災害発生のおそれが高い状況で、町から警戒レベル4『避難指示』が発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。また、高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方、乳幼児のいるご家庭など、避難するのに時間がかかる方は、町から警戒レベル3『高齢者等避難』が発令されたら、危険な場所から避難してください。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	せんせゆうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 災害は発生し ない	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後災害状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

※問い合わせは、総務課 ☎ 83-2349

## 今年の狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）が義務付けられています。

狂犬病予防注射は、毎年4月から6月に受けることとされていますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるやむを得ない事情により、期間内に狂犬病予防注射を受けさせることができなかった場合、令和3年12月31日までの間に注射を受けさせたときは、この期間内に注射を受けさせたものとみなすことが厚生労働省より通知されています。新型コロナウイルスは、依然として脅威ではありますが、狂犬病も発症後の死亡率が100%と、とても恐ろしい感染症です。

狂犬病予防注射がお済みでない方は、お近くの動物病院でお受けいただき、町への届け出をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367